

案内看板の表記について

案内看板の表記は、埼玉県屋外広告物条例の適用を受けます。

ネーミングライツパートナー名については、単独での表記はできず、市と連名である必要があります。

標記を例示すると下記のとおりですが、愛称と表示方法を検討する段階で事前確認をお願いします。

(例示)

愛称=ハッピースマイル公園

ネーミングライツパートナー=幸手商事株式会社

表示可能な看板

「ハッピースマイル公園」

「幸手市立〇〇公園・ハッピースマイル公園」

「ハッピースマイル公園・幸手市」

「ハッピースマイル公園・幸手市・幸手商事株式会社」

表示不可の看板

「幸手商事株式会社」

「ハッピースマイル公園・幸手商事株式会社」

「幸手市立〇〇公園・幸手商事株式会社」

「幸手商事株式会社・幸手市」

※色調は公共の看板にふさわしいものとしてください。